

# [米国] 2020年FTC v. クアルコム控訴審判決 から見えるもの

——「鉄壁の知財モデル」その後——

US Court of Appeals for the Ninth Circuit, 2020年8月11日判決  
FTC v. Qualcomm Inc., No.19-16122

二 又 俊 文\*

**抄 録** モバイル・コミュニケーションの世界的リーダーであるクアルコムの事業の成功はさまざまな教訓に満ちている。その成功の影にはライバルからの幾多のチャレンジと、世界の競争当局からの執拗な挑戦があった。本稿では、米国FTC v. クアルコム事件に関する2019年5月21日カリフォルニア北部地裁判決と、一年後の2020年8月11日第9巡回区控訴審判決を比較検討する。地裁は反トラスト法（独占禁止法）違反、控訴審は反トラスト法違反ではないと正反対の判断をした。クアルコムの構築した鉄壁の知財モデルを糾弾した地裁判決に対して、控訴審は判断の誤謬と反トラスト法からの逸脱と厳しく批判している。何が二つの異なる判断を導いたかを検証しながら、実は激変する近時の産業競争構造のなかでは、クアルコムの先進的なマルチレイヤーのビジネスモデルの光と影を見抜いた地裁判決にこそ反トラスト法の運用について先駆的意義があったのではないかと論ずる。

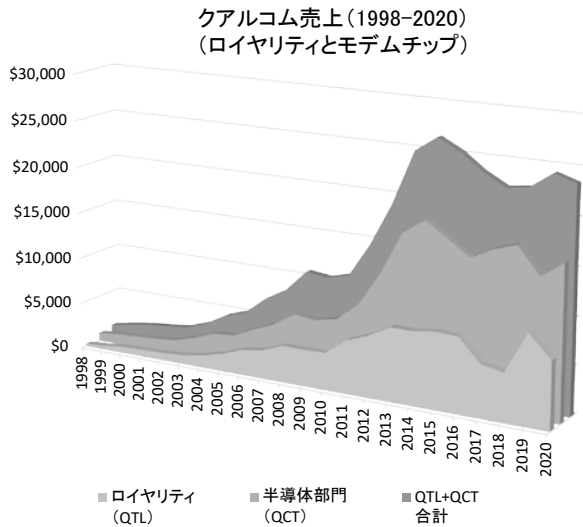
## 目 次

1. はじめに
2. カリフォルニア北部地裁判決（第一審）
  2. 1 FTCの提訴とKoh判事地裁判決
  2. 2 地裁判決における反トラスト法適用
  2. 3 クアルコムのビジネスモデルと反トラスト法違反
3. 第9巡回区控訴審判決
  3. 1 第9巡回区控訴審での審理
  3. 2 控訴審判決の構成
4. 地裁判決と控訴審判決からの考察
5. FTCからの大合議申立と却下
6. 補論：日本とクアルコム事案
7. おわりに

## 1. はじめに

クアルコム（Qualcomm Inc.）は1985年創業のモバイル・コミュニケーションの最大手で、3G、4G（LTE）あるいは普及が加速する5Gの通信技術で世界をリードする先進企業である。年商2兆5,000億円（2020年度）、その事業の一方の柱はモデムチップの開発製造販売であり、事案の起きた2016年以前においてCDMA方式で90%以上、LTE方式で70%もの圧倒的なシェアを誇っていた。さらに事業のもう一方の柱は技術ライセンス部門で、技術ライセンス料で年間7,500億円の収入を上げ、ICTメーカーとして

\* 東京大学未来ビジョン研究センター客員研究員  
（シニア・リサーチャー） Toshifumi FUTAMATA



Source: Qualcomm SEC 10-Kより二又作成

図1 Qualcomm売上推移

は世界一の実績を誇る。

創業35年のQualcommにとって最大の経営上の危機が今回の反トラスト法違反事件であった。2019年5月21日の米国連邦取引委員会 (US Federal Trade Commission, 以下FTC) v. Qualcomm判決<sup>1)</sup>でQualcommは敗訴し、そのビジネスモデル(それを筆者は「鉄壁の知財モデル」と名付けた<sup>2)</sup>)が崩れ去ろうとするかに見えた。

Qualcommの行為に対する地裁判決と控訴審判決とは正反対の判断であり、両者のアプローチも全く異なる。地裁判決はQualcommのこれまでの商慣行に膨大な証拠を収集し<sup>3)</sup>、さまざまな行為を分析し、Qualcommのビジネスモデルを再構築し、それが反トラスト法上の反競争的行為として、競争を阻害し、損害を生じさせたかを検証した。それに対して控訴審判決は、地裁で行った反トラスト法ならびに先例判決規範へのあてはめを再点検し、あくまで反トラスト法・先例判決の文言解釈を重視し、Qualcommの行為が反トラスト行為に当たるかをテストした。比喻で恐縮だが、地裁判決が233頁もの



図2 Qualcomm米国裁判年表

大部の「大河ドラマ」であるのに対して、控訴審判決はわずか56頁の淡々とした結論の分かる「短編推理小説」のように感じた。

## 2. カリフォルニア北部地裁判決 (第一審)

### 2. 1 FTCの提訴とKoh判事地裁判決<sup>4)</sup>

2017年1月17日にFTCは、Qualcommの行為が2つの市場 (CDMAモデムチップ市場とプレミアムLTEモデムチップ市場)において公正な競争を阻害しているとして、カリフォルニア北部地裁 (N.D.Cal D.C.)で訴えを起こした。地裁におけるFTCの主な主張は図3に示す通りである。

- ① 「No license, no chip」ポリシーをとり、OEM メーカーがライセンス契約をしない限り、クアルコム・チップを供給しなかった。
- ② 不当に高額なライセンス料率を課した。
- ③ クアルコムはチップメーカーへのライセンスを拒絶し、OEM メーカーのみにライセンスした。
- ④ アップルへのチップ供給契約を独占契約とするため、ロイヤリティ減額やリベートを提供し、ライバルを排除した(Exclusive dealing)。

図3 地裁におけるFTCの主な主張

Koh判事は膨大な証拠収集や証人尋問<sup>5)</sup>を行い、クアルコムの様々な行為やビジネスモデルの解明を行い、2019年5月21日、FTCの主張を認め、「ノーライセンス・ノーチップ (No license, no chip)」ポリシー (クアルコムから端末のライセンスを取得しない限り、クアルコムのモデムチップは入手できないとするポリシー) を含むクアルコムのライセンスポリシーは公正な競争を阻害し、反トラスト法 (シャーマン法第1条、第2条ひいてはFTC法第5条) 違反であると判示した。

## 2.2 地裁判決における反トラスト法適用

Koh判事はクアルコムの反トラスト法違反を検証するにあたり、次のように審理した。まず関連市場 (relevant market) を確定させ、シャーマン法第2条 (独占化及び独占化の企図) の第1要素の独占力 (monopoly power in relevant antitrust markets) が存在するかを検証した。関連市場は二つあり、一つは2006年から2016年の間におけるCDMAモデムチップ市場であり、もう一つは2011年から2016年の間のプレミアム

LTEモデムチップ市場である (地pp.22-41)。次に、画定された関連市場においてクアルコムは圧倒的なシェアで独占力を有し、市場支配をしていた。その上で行われてきたクアルコムの取引慣行がシャーマン法第1条の不当な制限 (unreasonable restraint of trade)、あるいは第2条にいう排除行為 (exclusionary conduct) に当たらないかという検証が行われた<sup>6)</sup> (地pp.21-22)。

## 2.3 クアルコムのビジネスモデルと反トラスト法違反

### (1) クアルコムのビジネスモデル

クアルコムのビジネスモデルは商流の上流と下流の二つのレイヤーにそれぞれ事業の柱を有する特殊なものである。まさに両レイヤーに跨る統合的なビジネスモデル (図4) の指摘こそが地裁判決の根幹であり、後述の控訴審判決が単一レイヤーのみでクアルコムのビジネス慣行を判断したこととの根本的な違いである。クアルコム第1の事業の柱は3G、4G (LTE)、5G通信用のモデムチップを開発製造販売する部門 (Qualcomm CDMA Technologies 以下QCTと記す) である。QCTは商流で上流に当たり、端末メーカー (OEMメーカー) にモデムチップを供給販売する。クアルコムのモデムチップは通信規格の世代交代ごとに他社に先駆け多様な仕様に対応し、マーケットシェアはCDMAモデムチップ市場で96% (2014-2016年) (地pp.28)、プレミアムLTEモデムチップ市場では85% (2015年) (地pp.39) と独占的な地位を占めていた (地pp.22以下)。

クアルコムの第2の事業の柱はCDMA、OFDMなどの通信技術に関するセルラーSEP (標準必須特許)、非セルラーSEP、そしてそれ以外の特許をパッケージにして、端末メーカーにライセンスを行う部門 (Qualcomm Technology Licensing 以下QTLと記す) である<sup>7)</sup>。商流と

しては技術ライセンスで最上流にあるが、ライセンスは商流の末端のOEMメーカーであった。クアルコムは両事業部門（QCT, QTL）は緊密な連携をとり、強固なビジネスモデルを作り上げていた。

クアルコムのビジネスモデルの根幹は「ノーライセンス・ノーチップ」ポリシーである。クアルコムのモデムチップを購入しようとするOEMメーカーは部品購入だけではクアルコムの特許が消尽するわけではなく、クアルコムのQTLと別に技術ライセンス契約を締結する必要があった。端末に関するライセンス契約に不満をもつOEMメーカーはさまざまな抵抗をしたが、モデムチップという「首根っこ」の供給をクアルコムに抑えられ、結局クアルコムとライセンス契約を締結せざるを得なかった。

一方クアルコムはライバルのチップメーカーに対して、長きに渡りその自由な開発製造販売を妨害し、クアルコムとのライセンス契約を締結したOEMメーカーのみへの販売を黙認するという変則的な契約（ASIC契約）のみを締結した。決してpass-through rights（特許権の消尽で端末メーカーが実施料の支払いを免れる権利）を許諾しなかった。このようなクアルコムのビジネス慣行を地裁はOEMメーカーならびにチップライバル企業への反トラスト法違反行為と認定した（地pp.193）<sup>8)</sup>。

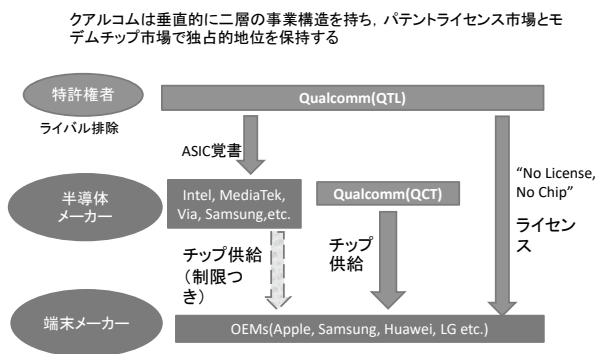


図4 クアルコムのビジネスモデル

## (2) チップメーカーへのライセンス拒否

Koh判事はクアルコムが行った半導体メーカー（インテル、ブロードコム、メディアテック、サムスンなど）に対するライセンス拒否を違法と認定した（地pp.114-124）。多くの事例が書かれているが、ここではインテルとメディアテックの例のみ取り上げる。

### 1) インテルの場合

2004年、クアルコムはインテルからのクロスライセンス契約申し入れを拒絶し、2009年にも再度拒絶した。インテルはプレミアムLTEモデムチップ市場参入のため2011年のインフィニオン買収後、数千億円の投資をしたにも拘らず、クアルコムの拒絶でライセンス契約を締結できず2012年までプレミアムLTEモデムチップを生産開始できなかった。また、インテルが担いだ第3世代通信規格での対抗規格WiMAXにおいて、WiMAXを採用しようとするアップルにモデムチップ購買契約で介入し、結局アップルはWiMAXの販売をとりやめた（地pp.86-87）。それでもなおチップ市場への参入に執念を燃やすインテルは2015年にヴィアテレコムを買収し、CDMAチップ発売に目処をつけた。Koh判事はクアルコムのインテルに対する2004年から2015年までの度重なるライセンス拒絶を反トラスト法違反行為とした。

### 2) メディアテックの場合

台湾の有力半導体メーカーであるメディアテックは、中国で需要が大きく伸びた2G方式（GSMなど）でシステムチップモジュールを供給するメーカーとして圧倒的シェアを誇っていた。さらにその勢いを次の3G方式でも実現したいと願っていた。これに対して中国市場参入を狙うクアルコムは当初、メディアテックに対するライセンス供与を拒否し続けていたが、2008年に方針を変え、メディアテックがWCDMA方式のOEMメーカーにチップを納入する場合に限り、メディアテックのチップ販売を黙認す

る契約(CDMA ASIC Agreement)を締結した。もっともこの契約の条件にはメディアテックが詳細な販売情報を提供することが義務付けられていた<sup>9)</sup>(地pp.114-116, pp.214-215)。

### (3) 不当に高いロイヤリティ

「不当に高いロイヤリティ(Unreasonably High Royalty)」という表現は地裁判決で82回登場する頻出用語である。Koh判事はクアルコムの違法性の根幹にはこの不当に高いロイヤリティの存在があると考えている。クアルコムはライバルチップメーカーにはライセンス拒絶、アップルとの独占購入契約、販売先制限、そしてOEMメーカーに対しては独占購入条件などによる巨額のリベート(特にアップル向け)などの公正な競争を歪める行為を続けてきたが、それらは不当に高いロイヤリティによる潤沢な利益があったが故に実現できたものであると断じている(地pp.208, 173)。さらにクアルコムの役員達は自らの行為が反トラスト法違反となるおそれを抱きながらもOEMメーカーへの行為を続けたことは反トラスト上の損害(Anticompetitive Harm)を生じさせる悪意(Malice)の存在を示すと断じた(地pp.208, 138)。また、「不当に高いロイヤリティ」の根拠としてKoh判事は、クアルコムがOEMメーカーの端末本体売価という末端価格に対して5%のロイヤリティを課すことは、巡回区控訴裁(CAFC)の先例判例法に反しており、部品レベルでのSSPPU(smallest salable patent-practicing unit)に基づかねばならないと述べた(地pp.172)。

### (4) アップルとの独占供給契約

プレミアムLTEモデムチップ市場で最大の需要家であるアップルへのチップ供給を独占するため、クアルコムはアップルと独占供給契約(exclusive dealing)を締結し、競争相手であるインテルの市場参入を阻止した。

地裁判決にはクアルコムとアップルの2006年から2018年までの13年間の交渉過程が克明に記載されている(地pp.141-157)。クアルコムとアップルとの契約は2年毎に締結され、最初の契約は2007年である。その3度目と4度目の契約(2011年のTA契約と2013年のFATA契約)でクアルコムはようやく独占供給契約を実現した(地pp.82~105)。クアルコムはアップルに独占供給契約の代償として7年間で6.45億ドル(約660億円)の独占購入リベートを支払ったほか、それ以前の契約による納入分も含めさらに数千億円単位の購入リベートを支払った(地pp.104, 153, 188)。

この両契約によりインテルのアップルへの納入機会は遮断されたとして、Koh判事は反トラスト法の「実質的な独占供給契約」違反に当たると判示した。

### (5) 排除措置命令

クアルコムの違法状態を解消するため、Koh判事は2019年5月21日判決の最後で4点よりなる排除措置命令(Injunction, 地pp.224)を下した。①クアルコムはそのモデムチップ供給に関し、(OEMメーカーへの)供給制限などの脅しを行うことなく、無条件にライセンスの再交渉を行うこと、②クアルコムはモデムチップメーカーに対して(消尽された)SEPライセンスをFRAND条件で結ぶこと、③デファクト独占契約(de facto exclusive dealing agreements)を結んではならない、④国の関係機関が調査のため(クアルコムの)クライアントとコンタクトすることを妨害してはならない、と命じた(地pp.227-231)。

## 3. 第9巡回区控訴審判決

### 3.1 第9巡回区控訴審での審理

クアルコムの控訴は素早かった。Koh判決か

らわずか10日後の2019年5月31日には控訴された (Case No. 19-16122)。そして舞台はサンフランシスコの第9巡回区控訴審 (U.S. Court of Appeals for Ninth Circuit) に移った。

この控訴審の審理では奇妙な光景が見られた。米国の二つの競争当局 (DOJ, FTC) が原告側と被告側に分かれ対峙するという出来事である。FTCは本案の原告、そしてDOJはクアルコムを提訴することに反対の立場であった。DOJはエネルギー省、国防総省との連名でAmicus Briefを提出し (2019年7月16日)<sup>10)</sup>、地裁判決が誤った (erroneously) 判断を行ったと断じた上、クアルコムに出されている排除措置命令 (Injunction) の執行を“US national security (国家安全保障)”に危険を及ぼすおそれがあり、停止されるべきであると主張した。

地裁判決の核心であったクアルコムに対する排除措置命令に対し、第9巡回区控訴審は2019年8月23日効力停止を行う決定を行った<sup>11)</sup>。控訴審は決定の理由として、シャーマン法では取引業者または製造業者が誰と取引するかは制限しておらず (Trinko判例<sup>12)</sup>)、取引中止を違法としたAspen Skiing最高裁判例もきわめて例外的な場面での限定適用であり、排除措置命令は公益 (public interest) を損ねるとした。そして控訴審は効力停止決定にあたり、Koh判決が独禁法の先駆的適用 (trailblazing application) か、あるいはシャーマン法の境界を逸脱した誤った適用かは後日判断するとした。クアルコムはこの決定を大いに歓迎するとの談話を発表した。

控訴審の審理はその後2020年2月13日の口頭弁論 (Oral Argument Hearings) に至った。主要論点は①ライバルと取引する義務 (duty to deal)、②クアルコムがライバルに課した附加費用 (Surcharge, Tax)、③救済法として反トラスト法ではなく、契約法、特許法の可能性、であった。

判決が下されたのはさらに半年後の2020年8月11日であった。Callahan判事以下3名の判事は全員一致で、地裁Koh判決を誤りと断じ、その決定をすべて否定する判決<sup>13)</sup>を下した。

### 3. 2 控訴審判決の構成

判決理由は56頁よりなる。Callahan首席判事のOPINIONという形で判断理由が公開されている。クアルコムの事業概要とイノベーションへの貢献を讃えたあと、反トラスト法の趣旨、法の当て嵌めをどのように行ったかが述べられている。

控訴審が行った違法性の判断は3点ある (控pp.56)。一つ目はライセンス拒絶についての判断であり、二つ目はノーライセンス・ノーチップのポリシーに基づく不当に高額のロイヤリティの主張についての判断であり、三つ目はクアルコムとアップルの2011年・2013年契約が独占排除契約に当たらないかの判断である。結論としていずれもシャーマン法第1条・第2条に抵触しないとして、地裁が反トラスト法違反とした判断を全て取り消した。以下3点を順に述べる。

#### (1) チップメーカーへのライセンス拒絶

控訴審は取引原則について、反トラスト法は「完全に私的な事業を行っている取引業者または製造業者が、自由に自らの裁量によって取引の相手を選択できるという、長い間認められてきた原則を制限しない」というColgate原則を述べた (linkLine判例)<sup>14)</sup> (控pp.50)。

これを本事案に当てはめると、クアルコムにはライバルメーカーへのチップ供給義務は存在しない (控pp.31)。しかし、例外として取引義務が生ずる場合があり、地裁はそれを最高裁のAspen Skiing判例<sup>15)</sup> (1985年) に求めた。すなわち、もし取引拒絶が効率性以外の理由なしに略奪的・排他的行為として行われ、取引拒絶の

3要件を満たす場合にはシャーマン法違反にあたり、クアルコム的事案では3要件を満たしたと地裁は判示した（地pp.141）。

それに対して控訴審は、Aspen判例の3要件の当て嵌めについて地裁の判断を誤謬と断じた（控pp.32）。Aspen判決で示された取引拒絶の3要件とは以下のものである。

- ① 自主的かつ利益のある取引を一方的に終了したこと
- ② 反トラスト法上の悪意の存在（長期的利益を獲得するため、短期的利益を犠牲にする）
- ③ すでに小売市場で他の顧客に販売されており（既存の同様の市場が存在し）、そこで取引拒絶をしたこと

Aspen判例の3要件の当て嵌めについて地裁判決の直後から批判が多かったが、控訴審は延々6頁にもわたり判断の誤りを以下のように述べた（控pp.31-36）。①クアルコム的事案ではすでに2008年ごろには取引契約解除の対象となるべきチップに関する技術ライセンス契約は存在していなかった。②クアルコムがOEMメーカーとだけのライセンス契約にした理由は、決して短期的利益を犠牲にしたわけではなく、クアルコムにとっては短期的にも長期的にもOEMメーカーと契約するほうがはるかに大きな利益を得られるからであった。また③確かにクアルコムがOEMメーカーに対してとった行動は「ノーライセンス・ノーチップ」ポリシーであるが、ライバルのチップメーカーに対してとった行動はクアルコムとの（チップに関する技術）契約がなくともチップ製造販売を行うことができるものだった。いわば「ノーライセンス・ノープロブレム」であり（控pp.35）、取引拒絶はないとした（控pp.39）<sup>16)</sup>。以上3点でクアルコムの行為は取引拒絶に当たらないと判示した。

取引拒絶に関し、控訴審はAspen判例（1985年）よりむしろ後続の判例を重視している。例え

ば最高裁判例Trinko判例（2004年）やlinkLine判例（2009年）<sup>17)</sup>などを引き、取引自由の原則を強調した（控pp.32）。Trinko判例で最高裁は、独占力を持ち、「独占価格を設定できるということは自由競争市場の重要な要素であり」、反トラスト法上違反ではないということに留まらず、「事業者の商才（acumen）を刺激し、リスクを取りながらイノベーションと経済成長を生むことへの誘い水となる」（控pp.25）と述べた上、Aspen判例は極限の場合のみ適用されると述べている（控pp.32-33）。取引拒絶に厳しい判断をした地裁に対して、控訴審は逆の立場を取っている。

事案がSEPに関する取引拒絶でなければここで話は終了するが、本事案ではSEPをめぐる取引拒絶という新たな論点が存在する。すなわちSEP権利者（本案ではクアルコム）は標準化団体（TIA, ATIS）に対してFRAND条件でライセンスすることを宣言（commitment）していることから、権利者と標準化団体との間で契約が成立し、権利者には契約法上のライセンス義務が生じているのではないかという主張が成り立つ。しかし、控訴審はFRAND宣言から生ずる義務自体について判断を行わず、「たとえ、契約上の義務が生じたと判断できても、（FTCの主張するように）ライバルチップメーカーの営業上の機会を奪ったとは言えない」（控pp.36）とし、反トラスト法上の損害（harm）が生じていない以上、反トラスト法上の問題は生じていないと述べるにとどまった。控訴審はさらに、取引拒絶の問題は反トラスト法ではなく、契約法、特許法で判断すべきであると判示した。いわばFRAND義務は反トラスト法からは門前払いとなった。

## (2) ノーライセンス・ノーチップポリシーによる高額ロイヤリティの維持

### 1) ノーライセンス・ノーチップポリシー

取引拒絶と並んで、重要な論点はノーライセンス・ノーチップポリシーの妥当性である。FTCが主張した「クアルコムはOEMメーカーに対してノーライセンス・ノーチップポリシーを梃子に、不当に高額のロイヤリティを実現し、維持できた」というロジックを地裁は採用した(控pp.30)。これに対して、控訴審はノーライセンス・ノーチップポリシーをそもそも問題視せず、同ポリシーは特許消尽を回避するという目的からも合理性があり、同業者であるノキアやドルビーが提出したamicus briefにも述べられているようにOEMメーカーレベルでのライセンス契約は効率的で、実益の大きい合理的選択とし、反トラストには当たらないとした(控pp.13, 37)。

さらに控訴審はノーライセンス・ノーチップポリシーが問題となるのはOEMメーカーの話であり、ライバルチップメーカーには特段の差別的扱いはなく、中立的(neutral)であり、反トラスト法上の損害(harm)はライバルチップメーカーにおいては生じていないと判示した。そもそもレイヤーが違っている以上、ノーライセンス・ノーチップの主張は失当であるとした(控pp.48)。

## 2) 不当に高額なロイヤリティ

地裁の判断は、クアルコムがそのSEPポートフォリオの正当な対価(fair value, 控pp.44)を逸脱して、本来適用すべきSSPPU<sup>18)</sup>方式(部品を基準価格としたロイヤリティ算定, 地pp.82-105)を行わず、端末価格をベースにして不当に高いロイヤリティをOEMメーカーに課したことである。しかし控訴審は、合理的ロイヤリティの算定にあたりSSPPU方式を採用しなければ当然違法(per se)となるという判例は無いと切り捨てた(控pp.42)。さらにロイヤリティの算定方式は特許法(第284条reasonable royalty)上の話であり、不当に高額なロイヤリティが反競争(anticompetitive)と断じた地裁の判断は

そもそも反トラスト法の適用で混乱しているとした(控pp.43)。また、控訴審はここでもレイヤーの違いを指摘し、損害はOEMメーカーに発生しており、ライバルチップメーカーには発生していないと判示した(控pp.44)。

## (3) クアルコムとアップルの契約が独占排除契約に当たるか

三つ目の論点はクアルコムとアップルの間で締結された2011年、2013年契約の性格である。これらが違法に競争者を排除するための「独占排除契約(Exclusive deals)」に当たるかが問題となる。地裁は競合者(ライバルチップメーカー)の参入を阻止し、排除するための実質的な独占排除契約(de facto exclusive deals)にあたり反トラスト法違反と認定した(控pp.53)。両契約によりアップルはクアルコムから数千億円規模の巨額のリベートを当時受け取ったが、クアルコムはこれをボリュームディスカウント契約であると主張した(控pp.52)。しかし、アップルの全モデルのモデムチップをクアルコムが独占供給することを条件にしたことで、ライバルのインテルは6年間にわたりアップルへのチップ供給から締め出され<sup>19)</sup>、クアルコムはプレミアム市場(端末価格\$400以上)での最大顧客アップルへのチップ供給を独占することに成功した。

控訴審は2011年・2013年契約がクアルコムの主張のようなボリュームディスカウント契約にとどまらないことは認めつつも、FTCはインテルがアップルにチップを納入できなかったこととの直接的因果関係を証明できていないとした(控pp.53)。また仮に反競争効果があったとしても当該契約はその後更新されておらず、問題はすでに治癒されており、両契約は実質的に競争を阻害していなかったと判示した(控pp.55)。



## 4. 地裁判決と控訴審判決からの考察

### (1) 「反競争的」vs. 「超競争的」

控訴審はクアルコムは行為は反競争的 (Anti-competitive) 行為ではなく、違法行為にあたらぬ「超」競争的 (Hyper competitive) 行為であると述べた (控pp.9, 55)。反競争的として違法とされるには反トラスト法の規範に抵触しなければならないが、違法性のテストには競争促進効果 (合理性) と競争制限効果 (不合理性) の比較衡量がある<sup>20)</sup>。控訴審はその判決理由書の冒頭でクアルコムの通信分野におけるイノベーションを「目覚ましい貢献 (significant contribution)」 (控pp.3) と始めたところから見ても、クアルコムがイノベーションの盟主であるという競争促進効果に、強く印象づけられていることが窺える。その結果、クアルコムはマーケットパワーを有するとしても、その行為は決して反トラスト法に抵触する不合理な取引制限 (unreasonable restraint of trade)、略奪的行為、独占化行為などの反競争的行為ではなかったと判示した。

### (2) 競争関係

控訴審の判決の特徴には、反トラスト法の伝統的な運用解釈がある。その一つは競争関係についてレイヤーの定義である。確かに米国では、「反トラスト法による他社排除行為の規制は、排除者との間に競争関係がある場合に限り行う」という鉄則<sup>21)</sup>がある。そして控訴審は競争関係を水平的で同一のレイヤーに狭く限定している。上位レイヤー、あるいは下位レイヤーとの関係で競争関係が生ずることを顧慮していない。言い換えれば、クアルコムとライバルチップメーカーとの水平的な競争関係だけが問題とされている (控pp.30)。この視点に立つ限りOEMメーカーにおける競争阻害による損害発生や、OEMメーカーから一般消費者への価格

転嫁による損害が生ずることも審理の対象から消えることになる。控訴審の切り口は大変わかりやすい問題の切り分けではある。控訴審の立場を取る限り、地裁のように様々なレイヤーにおける膨大な証拠収集の必要もない。

しかし、今日の産業構造が大小さまざまなエコシステムに変貌し、レイヤーを跨いで、複雑に相互に関連しあう時代においては、控訴審のような単純化しすぎたアプローチでは競争における本質的な問題を捉えることはますます難しいのではなかろうか。

これに対して、Koh判決では、図4に示したクアルコムのビジネスモデルを全レイヤーとそれぞれの連関から検討した上、競争の本質を総合的に捉えている。

### (3) 不当に高額なロイヤリティ

地裁判決では不当に高額なロイヤリティは最重要論点ではあるが、反トラスト法でこれを議論するのは悩ましい。この点、特許法においては侵害行為に対して損害額 (damage) の算出方法が存在し、侵害を補償するのに十分な損害賠償が裁定されるが、反トラスト法においてはロイヤリティの額の高低は基本的に問題とならない。反トラスト行為により損害 (harm) が生じたか否かだけが問題となる。

FTCは地裁審理ではクアルコムがライバルチップメーカーのコストに高額なロイヤリティという附加費用 (surcharge) を課すことで、ライバルチップの価格 (all-in price) を高止まりさせ、その価格競争力を失わせたという理論 (Surcharge theory) を主張し、認められた。クアルコムにとりきわめて高額なロイヤリティ収入は巨大な利益となり、巨額のチップインセンティブなどを通じてクアルコムにモデムチップシェア維持のさまざまな施策を可能にしたというものである (地pp.185, 控pp.4, 49)。

この理論に対して、控訴審はライバルチップ

の価格 (all-in price) の高い安いは特許法の議論であり、反トラスト法の範疇ではないと断じた上で (控pp.49), OEMメーカーはどのチップを使っても、クアルコムへのロイヤリティに違いはないので, “Chip neutral” (控pp.50) であり, 地裁の附加費用セオリーは誤っているとした。さらに控訴審はlinkLine判例や, Verizon判例を引き, 価格設定の自由や, 独占価格の設定が自由であることを強調した (控pp.50, 控pp.25)<sup>22)</sup>。

控訴審で敗訴したFTCはその後, 2020年9月25日に大合議申立 (Petition of the FTC for Rehearing En Banc, 以下EnBancと略す) を行った。そのなかでFTCはUnited Shes判例 (1922) などを引きながら, 表面上のラベル (いわば定価) だけでは実質的なロイヤリティの差による競争排除行為があったことを見失うとし, 控訴審はクアルコムの独占化行為の本質を理解しないまま判断したと主張する (EnBanc pp.5)。確かに控訴審の審理は表面上のラベル (たとえばロイヤリティ) のみに拘泥しすぎる印象があるが, 対するFTCの側もより丁寧この附加費用セオリーを説明しきるべきであったと思われる。

#### (4) FRAND義務

控訴審では地裁と異なり, チップメーカーへのライセンス拒絶をSEP固有のFRAND義務違反<sup>23)</sup> の観点からは取り上げていない。FRAND遵守義務は標準化団体 (SSO) での活動過程で, SSOとの契約により生ずる<sup>24)</sup> が, FRAND遵守義務違反となるか否かは, 契約法あるいは特許法を適用して判断すべきとした。反トラスト法を適用すべきでないとする控訴審の判断には, 数通のAmicus Brief (意見書) が強く影響を与えている。Paul Michel (前CAFC首席判事) は意見書において「反トラスト法は市場における競争を政策的に促進するものであり, 契約法

や特許法は (中略) FRANDをめぐるビジネス上の対立解決に相応しい」として, イノベーションをめぐる私人間の契約上の係争に反トラスト法の適用は誤りであると強調した<sup>25)</sup> (控pp.39-40)。さらにJoshua Wright元FTC長官は意見書において「契約法と特許法上の救済がある場合に反トラスト法の救済を課するのは, 標準化団体への参加およびイノベーションの商業化のインセンティブを削ぐ見地から, 悪効果があると言える」と述べた。そして控訴審はFRAND義務は反トラスト法アプローチを取るべきでないとした (控pp.40)。

もっとも, 世界的にみれば欧州, 中国, 韓国におけるクアルコム事案では競争法の観点から審理され, 競争法に基づいて違反が認定されている<sup>26)</sup>。果たして控訴審のような契約法・特許法アプローチで解決すべきなのかには依然違和感が残る。

#### (5) 政治の影響

最後に二つの判例の背後にある政治的事情について触れたい。反トラスト法は特許法とは異なり, 極めて政治的な色彩, さらに言えば党派的な色彩を帯びることが少なくない。政権の交代により, DOJやFTCの人事は大きく動く。共和党政権は一般に自由市場を望み, 反トラスト法の適用に熱心ではない。今回のクアルコムケースについてみると, FTCの提訴はオバマ政権 (民主) からトランプ政権 (共和) に移行する3日前のことで, FTC委員の2:1のきわどい評決で提訴が決定したものだ<sup>27)</sup>。

今回のクアルコム裁判で, 司法判断に政治的・党派の影響がどこまであったかは知るよしもないが, 少なくとも二つの競争当局は既述のように終始異なる立場をとり, 政治的・党派的な影響が存在していたように思われる。

## 5. FTCからの大合議申立と却下

先に述べたようにFTCは、控訴審判決には重大な事実誤認があるとして、2020年9月25日に大合議再審査申立(Rehearing en banc)を行った。重大な誤りを治癒するため、控訴審で大合議を開くべきであるという申立である。しかし、控訴審は10月28日に淡々とそれを却下した。今後FTCに残された選択肢は最高裁への上告であり、2021年3月末がその期日である。しかし、保守派が6:3を占める最高裁では、控訴審以上にFTCの主張が受け入れられる可能性は低いのではなかろうか。

## 6. 補論：日本とクアルコム事案

拙稿で書いた米国クアルコム判例を日本の独占禁止法の立場でどう考えるべきかについて、補論を残したい。

我が国においてもクアルコムの独禁法違反事件はかつて争われた。2006年頃に公正取引委員会の調査が開始され、2009年9月にはクアルコムに①グラントバック、②非係争条項、③拘束条件付取引につき排除命令が出された。しかし、それを不服とするクアルコムは審判を申し立て、2010年1月から延々31回のヒアリングが続けられた。しかし結局事件の立証に至らず、公正取引委員会は自ら2019年3月排除措置命令の取消審決を行い、クアルコムの「勝利」という異例の幕引きとなった。優越的地位の濫用(独占禁止法第2条第9項第5号)という米国反トラスト法にはない強力なツールを持ちながら、他国の競争当局とは異なり、立証できなかった事実は重たい。

クアルコムの事案について米国控訴審が指摘したように、競争法アプローチと、契約法・特許法アプローチが存在する。筆者は米国の場合であれば本事案のように競争法アプローチが適切と考える。しかし、その考えを我が国にその

まま適用することには躊躇いがある。我が国では権利行使に対する拒絶意識が依然として根強く、特許法上の当然の行使(enforce)すら時には独禁法上の問題と捉える風潮すらある。このような背景のもとで米国と同様の議論をすることはある意味で危険なことであろう。筆者は日本における知財法のエンフォースの現状が変化し、他国と同様な議論ができる日が来ることを強く望んでいるが、現状では競争法アプローチであると、却って議論を意図しない方向に誘導しかねないとの危惧を持つ。従って日本の知財法の環境に変化が生ずるまでは、米国とは異なり無難に契約法アプローチでゆくべきだと考える。

## 7. おわりに

クアルコムの三部作(地裁判決と控訴審判決に関する執筆)はここで終わる。地裁はクアルコムの35年に渡る壮大なドラマを私たちの眼前に示した。そこで開示された膨大な証言と資料群はクアルコムのビジネス成功の鍵を理解するための稀有なヒントに満ちている。そして控訴審は地裁が明らかにした「鉄壁の知財モデル」が米国反トラスト法上はなんら違法ではないと判示し、クアルコムのビジネスモデルに「お墨付き」を与えた。

もっともこれは米国反トラスト法の下での判断であり、他国での判断とは異なる。欧州ではEU機能条約第102条の下、アップルへのインセンティブ事案とチップメーカーICERA社への競争排除事案のいずれもが違法とされ、巨額の課徴金が課せられた(2018年1月、2019年7月)。同様に中国、韓国でも競争法違反が認定されている。

控訴審での勝訴のあと、株価の最高値を更新するクアルコム成功物語には二つの冷徹な教訓がある。その一つは、成功するビジネスモデルの真髄は競争排除による徹底した独占の実現に

あり、完膚なきまでライバル排除を実現しきつただけが最後の勝利者として圧倒的な競争優位を得るという事実である。二つ目の教訓は、競争法は行き過ぎた競争排除を違法とするが、すべての競争排除を違法とすることができる「魔法の杖」<sup>28)</sup>ではないということである。各国のそれぞれの産業構造、社会構造、政治状況のなかで競争法の運用には幅があり、さまざまな制約の下にある。

本事案が最高裁に上告されるかどうかは分からないが、今後の進展を注視したい。

## 注 記

- 1) FTC v. Qualcomm Inc., 411 F. Supp. 3d 658 (N.D. Cal. May 21, 2019). 拙論で引用する判決理由書については、地裁判決は地pp.1, 控訴審判決は控pp.1と該当ページを示す。
- 2) クアルコムビジネスモデルについては拙稿, 知財管理, Vol.70, No.1, 「2019年FTC v. クアルコム判決から見える「鉄壁の知財モデル」(その2)」(2020)を参照いただきたい。
- 3) 50人の証人と250件もの証拠資料 (EnBanc pp.4)
- 4) 判決の詳細な理由書として233頁が公開された。本稿ではそれを判決(書)と呼ぶ。
- 5) OEMメーカー, チップメーカー, 内国歳入庁など20以上の企業・機関から証人, 証拠収集が行われた。
- 6) クアルコムの行為がすでにシャーマン法違反に当たり, それによりFTC法違反にもあたるので, 独立FTC法規定 (standalone violation of the FTC Act) にあたるFTC法5条の検討はなされなかった。なおFTC法5条は私訴では援用できないが, 本事案はFTCの事案であるので援用は可能であった。
- 7) 世界の特許ライセンス収入のうちクアルコムは25%を得た (地pp.9)。
- 8) 単にチップ市場だけでの水平的競争ではなく, OEMメーカーとの商流の上流下流での競争が生じているということが重要である。
- 9) この営業情報の提供義務がなくなったのは2013年の覚書改訂時であった。その後台湾公取委はクアルコムに課徴金を課した (2017年)。

- 10) <https://www.justice.gov/atr/case-document/file/1183936/download>
- 11) [http://cdn.ca9.uscourts.gov/datastore/general/2019/08/23/19-16122\\_Order.pdf](http://cdn.ca9.uscourts.gov/datastore/general/2019/08/23/19-16122_Order.pdf)
- 12) Verizon Communications Inc. v. Law Offices of Curtis V. Trinko, LLP, 540 U.S. 398 (2004)
- 13) FTC v. Qualcomm Inc., 969 F.3d 974 (9th Cir. Aug. 11, 2020)
- 14) 555 U.S. at 448 (2009) (citing Colgate, 250 U.S. at 307); “[a]s a general rule, businesses are free to choose the parties with whom they will deal, as well as the prices, terms, and conditions of that dealing.” linkLine.
- 15) Aspen Skiing Co. v. Aspen Highlands Skiing Corp., 472 U.S. 585 (1985) 共同経営されていた4つのスキー場の一つの新規チケット販売が打ち切られた事案。
- 16) 控訴審はAspen判例がシャーマン法2条適用のほぼ限界値 (at or near the outer boundary of § 2 liability) とされ, 適用場面は極めて限定的であると指摘した (控pp.32)。
- 17) 前掲注12) およびPac. Bell Tel. Co. v. linkLine Commc’ns, Inc., 555 U.S. 438, 457 (2009)
- 18) Smallest Salable Patent-Practicing Unit.
- 19) 欧州競争当局は同様のクアルコムとアップルの契約で欧州消費者に損害を与えたとして2018年1月1,200億円相当の課徴金を課している。
- 20) 鈴木孝之, 白鷗法学, 25-1 (2018)
- 21) 白石忠志, パテント, Vol.67, No.2, pp.105~113 (2014)
- 22) 控訴審は, 地裁が附加費用セオリーで引用したCaldera v. Microsoft (1999) についても, 違法なプライススクイズ (price squeeze) を誤って認定したと述べる。
- 23) SEP保有者は, SEPライセンスを拒絶することで, 実施者の出荷をとめることができるが故に, 標準化団体 (SSO) はSEP保有者にFRAND宣言をさせる (控pp.10)。
- 24) 当事者間の契約と同時に, 第三者のためにする契約としても構成する。
- 25) 欧州や日本の事案に見慣れた筆者にはこの切り分けには違和感を覚えるが, EU法であれば, 当然に競争法 (TFEU第102条支配的地位の濫用の抗弁) の議論が出てくるであろう。
- 26) EU競争当局2018/01, 2019.01, 韓国競争当局

2009/12.2017/09, 中国競争当局 2015/02, 日本公正取引委員会2009/09

- 27) Dissenting Statement of Commissioner Maureen K. Ohlhausen, Jan. 17, 2017 FTC委員会は5人定員であるが、当時3人のみ在籍。当時Ohlhausen委員長は反対意見書を公表した
- 28) 池田毅弁護士（独禁法）の命名

## 参考文献・判決

- ・ Koh地裁略式判決Summary Judgement, Case 5:17-cv-00220-LHK, November 6, 2018  
[https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/2018\\_11\\_06\\_order\\_granting\\_ftc\\_motion\\_for\\_partial\\_summary\\_judgment\\_dkt\\_931.pdf](https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/2018_11_06_order_granting_ftc_motion_for_partial_summary_judgment_dkt_931.pdf)
- ・ FTC Opening slide on Jan. 4, 2019,  
[https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/2019\\_01\\_04\\_ftc\\_opening\\_slides.pdf](https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/2019_01_04_ftc_opening_slides.pdf)
- ・ Koh地裁判決理由書, FINDINGS OF FACT AND CONCLUSIONS OF LAW, FTC v. Qualcomm, Case No. 17-CV-00220-LHK (N.D.Cal, 2017), May 21, 2019  
[https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/qualcomm\\_findings\\_of\\_fact\\_and\\_conclusions\\_of\\_law.pdf](https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/qualcomm_findings_of_fact_and_conclusions_of_law.pdf)
- ・ DOJ意見書 US's Statement of Interest concerning Qualcomm's Motion for Partial Stay of Injunction Pending Appeal. DOJ意見書, DoD(国防総省), DoE(エネルギー省) July 16, 2019  
<https://www.justice.gov/atr/case-document/file/1183936/download>
- ・ 第九巡回区控訴審執行中断決定 August 23, 2019  
[http://cdn.ca9.uscourts.gov/datastore/general/2019/08/23/19-16122\\_Order.pdf](http://cdn.ca9.uscourts.gov/datastore/general/2019/08/23/19-16122_Order.pdf)
- ・ 第九巡回区控訴審 Qualcomm準備書面 August 23, 2019  
Opening brief for appellant Qualcomm Inc. Case:19-16122, 2019.08.23 p.16,24,112  
<https://www.qualcomm.com/media/documents/files/opening-brief-for-appellant-qualcomm-incorporated.pdf>
- ・ 第九巡回区控訴審判決 No.19-161220, August 11, 2020  
<https://cdn.ca9.uscourts.gov/datastore/opinions/2020/08/11/19-16122.pdf>
- ・ FTCによる大合議申立て書面 Petition of the Federal Trade Commission for Rehearing EN BANC, September 25, 2020  
<https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/1410199qualcommrehearingpetition.pdf>
- ・ David B. Yoffie, Andrew S. Choi, "Qualcomm Inc., 2019", Harvard Business School 9-718-514
- ・ Ben Remaly, "Ninth Circuit provides Qualcomm resounding reversal", August 12, 2020, Global Competition Review
- ・ Harry First, "Exploitative abuses of Intellectual Property Rights, July 2016, NYU School of Law
- ・ 知財高裁アップル／サムスン大合議判決。知財高裁平成26年5月16日判決判時2224号
- ・ 公正取引委員会, 「各国・地域の競争法, 米国」  
<https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakko/ku/abc/allabc/u/america.html>
- ・ 公正取引委員会「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」(平成17年6月29日)
- ・ 公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」
- ・ 公正取引委員会「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析」(2015)
- ・ 特許庁「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」2018.6.5
- ・ 韓国クアルコム I 事件 韓国公正取引委員会全委員会議決第2009-281号 (2009年12月30日)
- ・ 韓国クアルコム II 事件ソウル高裁判決2019年12月4日事件番号ソウル高等法院2017Nu48 (KFTCの原決定は, 韓国公正取引委員会全委員会議決第2017-025号 (2017.01.20))
- ・ 白石忠志, 「特許権と競争法をめぐる2013年の状況」, パテント, Vol.67, No.2, pp.105-113 (2014)
- ・ 鈴木孝之, 「米国反トラスト法におけるマーケット・パワーの要件的功能」白鷗法学25巻1・2号, pp. 105-134 (2018)
- ・ 鈴木将文, 標準必須特許を巡る法的問題—国際動向と日本の対応の考察, RIETI DP 18-J-020, (2018)
- ・ 植木正雄, 日経エレクトロニクス, 「米5Gの雄Qualcommが完敗 ライセンス料の大幅低下も」2019年8月号, pp.83-92 (2019)
- ・ 植木正雄, 日経エレクトロニクス, 「AppleへのQualcommの策謀 Intelモデム事業買収を誘引」2019年9月号, pp.65-74 (2019)

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- ・小林和人,「Qualcommの「ノーライセンス・ノーチップス」ビジネスモデルの全貌」, パテント, Vol.72, No.14, pp.97~107 (2019)
- ・二又俊文, 知財管理, Vol.69, No.12, Vol.70, No.1, 「2019年FTC v. クアルコム判決から見える「鉄壁の知

財モデル」(その1, その2)」(2019/2020)  
<https://ipr-study.wixsite.com/sep-research-japan/reference?lang=ja>  
(URL参照日は全て2021年2月12日)

(原稿受領日 2021年1月12日)

